

◎ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例

に関する法律

(平成二四年二月二九日法律第二号(衆))

一、提案理由(平成二四年二月三日・衆議院総務委員会)

○稲見議員 民主党・無所属クラブの稲見哲男です。

ただいま議題になりました、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党による三党共同提出の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び主な内容について御説明申し上げます。

以下、本法律案について、順次御説明申し上げます。

人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付の職員給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講ずる等の必要があります。

これが、本法律案を提出する理由であります。

本法律案は、国家公務員給与に関して、民主党、自民党及び公明党の三党で行ってきた協議における三党合意に基づき、新たに法制化されたものであります。

この主な内容は次のとおりであります。

第一に、人事院の勧告に係る一般職の国家公務員の俸給月額改定等を行うこととし、一般職の国家公務員の給与に関し、人事院勧告どおり、医療職(一)表及び若年層を除き、平均〇・二三%俸給表を引き下げ改定するとともに、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百五十万円、国務大臣等は百四十九万五千円、内閣法制局長官等は百四十三万四千円とする等の改定を行うこととするほか、防衛省の職員の給与についても、一般職の職員の例に準じて改定することとなっております。

また、一般職の職員及び防衛省の職員について、平成十七年の給与法改正に伴う経過措置を平成二十六年三月三十一日までとする等の措置を講ずるものであります。

第二に、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等並びに防衛省職員の給与の臨時特例等を行うことでもあります。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

四

これに関しては、既に政府から提出されている国家公務員の給与の臨時特例に関する法律においても同様の措置が定められているところであり、臨時特例を設ける趣旨については、この政府案の考え方を踏襲するものであります。

まず、本法施行の日から平成二十六年三月三十一日までの特例期間においては、一般職の職員の俸給月額に当たっては、俸給月額に、係員級職員については百分の四・七七、係長及び課長補佐級職員については百分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずることとあります。

次に、特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣については百分の三十、国務大臣級または副大臣級の俸給月額を受ける者については百分の二十、大臣政務官、常勤の委員長等、大使については百分の十、特別職の職員の給与に関する法律別表第三に掲げる五号俸以上の秘書官等については百分の九・七七、一号俸から四号俸までの秘書官については百分の七・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずること

とであります。

さらに、防衛省の職員の給与等に関する法律の特例として、防衛省の職員の俸給月額の支給に当たっても、一般職の職員と同様の減額支給措置を講ずることとあります。

最後に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。

なお、自衛官等の臨時特例につきましては、特段の配慮をし、給与の減額措置の適用につき、その施行の日から六月を超えない範囲内で政令で定めることとしております。

何とぞ、十分に御審議の上、本法律案にぜひ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

二、衆議院総務委員長報告(平成二四年二月三日)

○原口一博君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党により共同提出されたものであり、その主な内容は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内

閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する臨時特例措置等を講じようとするものであります。

なお、自衛官に対する臨時特例の適用につきましては、政令の定めるところにより、特例的な取り扱いができるものとしております。

本案は、昨二十二日に提出され、本委員会に付託され、本日、提出者から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、自由民主党・無所属の会及び公明党から共同修正案が提出され、修正案提出者から提案理由の説明を聴取した後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年二月二三日)

○坂本委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

御説明申し上げます。

この修正案は、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定を附則第十二条として追加するものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二四年二月二九日)

○藤末健三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年九月の人事院勧告に鑑み、一般職職員の俸給表の平均〇・二三％引下げ改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間、平均七・八％の減額支給措置等を講ずるものであります。

なお、衆議院において、地方公務員の給与について、地方公務員法及び本法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

的かつ適切に対応されるものとする規定を附則に追加する修正が行われております。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員稲見哲男君から法律案の趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員坂本哲志君から衆議院における修正部分の説明を聴取した後、地方公務員の給与への影響、自衛官等に対する減額支給措置の適用猶予の在り方、政府が人事院勧告実施に取り組まなかつた理由、公務員の給与引下げが消費や経済社会に与える影響、人事院勧告を経ない給与削減の憲法上の問題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。